平成２１年（フ）第１１９３号
広島市安佐南区東原３丁目24番15―102号
債務者　井手　聡子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９７号
広島県尾道市高須町4788番地23　サンハイツB202号室
債務者　あけぼの紙器製造所こと　中島　道夫
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
徳島県美馬市穴吹町口山字丸山95番地
債務者　喜多　明正
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第２８４号
愛媛県松山市北条辻557番地４
債務者　廣川　　望
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４０９号
愛媛県松山市和泉北１丁目13番29号　大門マンション204号
債務者　杉本ゆかり
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４３８号
愛媛県松山市吉藤１丁目２番23号
債務者　三好かず子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１０５号
愛媛県宇和島市三間町波岡828番地
債務者　今西　浩二
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１０６号
愛媛県宇和島市三間町波岡828番地
債務者　今西　和恵
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第７９号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3843番地の１、前住所福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3837番地の１
債務者　内田　雅信
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第８３号
福岡県宮若市龍徳７番地10
債務者　山根　常臣
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第２９３号
福岡県久留米市諏訪野町1814番地18
債務者　千葉　正子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４３８号
北九州市小倉北区砂津１丁目４番29―802号
債務者　木下　人英
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６５４号
福岡県遠賀郡水巻町吉田団地８番49―３号
債務者　山際　英二
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７１０号
北九州市若松区高須北１丁目13番25号
債務者　神之園広史
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７４８号
福岡県中間市大字垣生890番地１
債務者　尾石　由香
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７６９号
北九州市小倉北区白銀１丁目３番５―202号
債務者　長井　道子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７７０号
北九州市八幡東区諏訪２丁目６番17号
債務者　椛島　義孝
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部